

7月

- 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
納期限…7月31日
- 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…7月18日
- 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付
納期限…7月中において市町村の条例で定める日
- 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…7月10日
(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日まで納付)
- 5月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…7月31日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日
- 11月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…7月31日
- 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日

8月

- 個人事業税の納付(第1期分)
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…8月10日
- 6月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…8月31日
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…8月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…8月31日
- 12月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…8月31日
- 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人、個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…8月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…8月31日
- 個人事業者の29年分の消費税・地方消費税の中間申告
申告期限…8月31日

9月

- 8月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…9月11日
- 7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…10月2日
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月2日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月2日
- 1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…10月2日
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月2日
- 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月2日

目次

税務カレンダー	1
平成29年度定時総会概要報告	2
春の表彰受賞者紹介	5
平成30年度税制改正に関する提言〈抜粋〉	6
健康情報 『その怒り、コントロールできます』	9
経営のヒント	
ビジネス雑談力①	10
AIは人の職を奪うのか	11
小学生の税に関する絵はがきコンクール優秀賞作品紹介	13
部会だより	15
会員企業紹介	16
地区会だより	17

新会員・部会員紹介	18
最近の話題から	
大統領のうそ	19
社員と企業の健康を考える	20
税理士会コーナー	
支部長就任にあたり	21
経営寸話【税理士 白田 潤】	22
税務署コーナー	
加算税制度(国税通則法)の改正のあらまし	23
消費税の届出書について	25
お知らせ・表紙説明	26

総会
概要報告

○横田会長 再任

平成二十九年度一般社団法人高崎法人会 定時総会を、去る五月二十五日（木）午後四時より、高崎ビューホテルにて、ご来賓並びに会員・役員二三五名が参加して開催され、下記の議案及び報告事項が承認、報告され、横田貞一会長が再任されました。また、青年部会、女性部会で行われた租税教室や絵はがきコンクール等の租税教育活動について報告が行われました。

挨拶の中で横田会長は、各地区会間、本会と各部会間の交流を密にし、組織としての力を高めていきたいと述べました。



横田会長



○議案を承認

議案第一号

平成二十八年度収支決算承認の件

二十八年度収支決算に関する監査報告

議案第二号

任期満了に伴う役員改選の件

○報告事項

- ①平成二十八年度事業報告
- ②平成二十八年度事業計画及び収支予算

※議案の概略については三・四頁参照。
※皆様にご承認いただきました議案及び報告事項につきましては、高崎法人会ホームページの情報公開資料のページにて適宜掲載してまいります。

○表彰式

議事終了後、表彰式が行われ、役員功労者表彰、組織充実功労地区会表彰、組織充実功労者表彰、会員増強目標達成賞、組織充実功労感謝状、厚生制度推進功労者感謝状贈呈、優良経理担当者表彰を行いました。

また、高崎行政県税事務所より、高崎行政県税事務所長感謝状の贈呈が行われました。

○高崎税務署長、税理士会高崎支部長が祝辞



井出高崎税務署長

ご臨席いただいた多数のご来賓を代表して、井出高崎税務署長、高橋税理士会高崎支部長、よりご祝辞を頂戴しました。



高橋税理士会高崎支部長



ご入会をご希望の方は法人会事務局までお問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに活動をすすめる全国約80万社の、会員組織です。



一般社団法人高崎法人会 事務局
TEL : 027-363-4526
<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

貸借対照表

—平成29年3月31日現在—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	7,309,260	7,219,232	90,028
前払金	7,449,836	8,909,506	△ 1,459,670
流動資産合計	14,759,096	16,128,738	△ 1,369,642
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	7,000,000	7,000,000	0
基本財産合計	7,000,000	7,000,000	0
(2) 特定資産			
社会貢献活動引当資産	700,705	700,556	149
周年行事引当資産	4,566,290	4,565,323	967
退職給付引当資産	5,110,771	4,609,793	500,978
財政調整引当資産	4,000,000	3,000,000	1,000,000
地区会・部会引当資産	4,437,394	5,187,150	△ 749,756
特定資産合計	18,815,160	18,062,822	752,338
(3) その他固定資産			
什器備品	239,516	301,040	△ 61,524
電話加入権	155,784	155,784	0
保証金	2,299,000	2,299,000	0
その他固定資産合計	2,694,300	2,755,824	△ 61,524
固定資産合計	28,509,460	27,818,646	690,814
資産合計	43,268,556	43,947,384	△ 678,828
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	264,936	164,754	100,182
流動負債合計	264,936	164,754	100,182
2. 固定負債			
退職給付引当金	5,110,771	4,609,793	500,978
固定負債合計	5,110,771	4,609,793	500,978
負債合計	5,375,707	4,774,547	601,160
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	37,892,849	39,172,837	△ 1,279,988
一般正味財産合計	37,892,849	39,172,837	△ 1,279,988
(うち基本財産への充当額)	(7,000,000)	(7,000,000)	0
(うち特定資産への充当額)	(13,704,389)	(13,453,029)	251,360
正味財産合計	37,892,849	39,172,837	△ 1,279,988
負債及び正味財産合計	43,268,556	43,947,384	△ 678,828

平成28年度正味財産増減計算書

—自平成28年4月1日～至平成29年3月31日—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,485	1,461	24
特定資産運用益	2,826	2,871	△ 45
受取会費	29,182,000	29,310,000	△ 128,000
事業収益	847,500	893,500	△ 46,000
受取補助金等	17,893,465	18,111,500	△ 218,035
受取負担金	11,221,160	9,276,112	1,945,048
雑収益	1,268,080	1,901,366	△ 633,286
【経常収益計】	60,416,516	59,496,810	919,706
(2) 経常費用			
事業費	53,567,697	49,497,660	4,070,037
(税の啓発活動費)	7,890,054	7,327,579	562,475
(税務経営支援事業)	155,520	155,520	0
(地域社会貢献事業)	4,765,589	4,780,664	△ 15,075
(会員増強事業)	246,102	447,206	△ 201,104
(会員支援事業)	812,336	746,658	65,678
(地区会・部会支援事業)	19,125,769	15,993,508	3,132,261
(按分共通費用)	20,572,327	20,046,525	525,802
管理費	8,128,807	7,973,462	155,345
【経常費用計】	61,696,504	57,471,122	4,225,382
【当期経常増減額】	△ 1,279,988	2,025,688	△ 3,305,676
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△ 1,279,988	2,025,688	△ 3,305,676
【一般正味財産期首残高】	39,172,837	37,147,149	2,025,688
【一般正味財産期末残高】	37,892,849	39,172,837	△ 1,279,988
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	15,636,800	15,866,600	△ 229,800
一般正味財産への振替額	△ 15,636,800	△ 15,866,600	229,800
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	37,892,849	39,172,837	△ 1,279,988



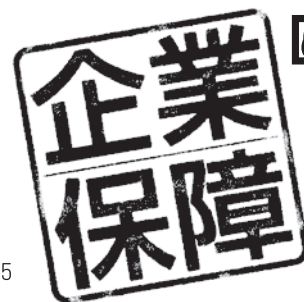
安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約36万社

※平成27年度末 当社調べ
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5
TEL 027-223-5260



平成28年度収支予算書

—自平成28年4月1日～至平成29年3月31日—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	5,000	5,000	0
特定資産運用益	5,000	5,000	0
受取会費	29,800,000	30,000,000	△ 200,000
事業収益	890,000	890,000	0
受取補助金等	17,477,800	17,236,800	241,000
受取負担金	9,790,000	9,930,000	△ 140,000
雑収益	1,260,000	1,250,000	10,000
【経常収益計】	59,227,800	59,316,800	△ 89,000
(2) 経常費用			
事業費	54,034,600	55,016,600	△ 982,000
(税)の啓発活動費	7,128,000	8,066,000	△ 938,000
(税務経営支援事業)	160,000	160,000	0
(地域社会貢献事業)	4,680,000	5,030,000	△ 350,000
(会員増強事業)	620,000	620,000	0
(会員支援事業)	660,000	860,000	△ 200,000
(地区会・部会支援事業)	18,880,000	19,070,000	△ 190,000
(按分共通費用)	21,906,600	21,210,600	696,000
管理費	8,963,400	8,669,400	294,000
【経常費用計】	62,998,000	63,686,000	△ 688,000
【当期経常増減額】	△ 3,770,200	△ 4,369,200	599,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△ 3,770,200	△ 4,369,200	599,000
【一般正味財産期首残高】	37,892,849	39,172,837	△ 1,279,988
【一般正味財産期末残高】	34,122,649	34,803,637	△ 680,988
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	15,924,800	15,636,800	288,000
一般正味財産への振替額	△ 15,924,800	△ 15,636,800	△ 288,000
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	34,122,649	34,803,637	△ 680,988

表彰・感謝状
受賞者紹介

◎役員等功労者表彰(9名)
川口昌啓(高崎)、神沢利之(高崎)、島正一(渋川)、
静朋人(安中)、狩野隆浩(群馬)、富所荘司(群馬)、
青木圀衛(子持)、河野信一(新町)、根岸淳(吉井)

◎組織充実
功労地区会表彰(1地区会)
「5年連続70%台維持」
伊香保地区会

◎会員増強目標達成賞

(1地区会1支部)
高崎地区会倉賀野支部
子持地区会

◎組織充実功労者表彰(8名)

「5社以上」
関口朋克(青年部会)、高橋正光(税理士会)、村澤大志(AIU)
「2年連続3社以上」
静朋人(青年部会)
「3社以上」
大植保則(高崎)、金井裕(青年部会)、北形信也(青年部会)、三澤俊之(青年部会)

◎組織充実功労者感謝状

青年部会
◎厚生制度
推進功労者感謝状(9名)

井ノ口光代(大同生命)、佐島美佐江(大同生命)、宮崎和子(大同生命)、安藤伸二(AIU)、田村孝広(AIU)、村澤大志(AIU)、井田司(AFLA C)、亀山修一(AFLA C)、黒澤眞里子(AFLA C)

◎優良経理担当者表彰(15名)

「特別表彰」
福島久美子(高崎)、並木みどり(高崎)、大塚千恵子(高崎)、高橋裕宗(高崎)、横内眞由美(高崎)、芹沢美津子(群馬)、酒井ひろ子(箕郷)、木暮久美子(古岡)、木村洋子(吉井)、菅野マチ子(吉井)
「一般表彰」
今井景子(高崎)、小澤公恵(高崎)、牧野典子(高崎)、中島佑(高崎)、富所友紀子(群馬)
(地区会別・五〇音順 敬称略)



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 前橋支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

春の表彰等受賞者紹介

（本年度春の表彰等の荣誉に浴された
役員の皆様をご紹介いたします。）
（敬称略・順不同）

高崎行政県税事務所長感謝状

清水 威



理事
榛名地区会長
サンエス工業㈱

全法連功労者表彰

嶋方 徳郎



前相談役
㈱テクノアート

大植 保則



理事
高崎地区会東部支部長
松井鉄工㈱



県法連会長表彰

大嶋 孝男



相談役
群馬地区会長
㈱協和

県法連功労者表彰

廣瀬 雅美



理事
ヒロボックス㈱

川鍋 太志



理事
高崎地区会矢中支部長
カワナベ工業㈱

宮田 麻子



女性部会顧問
宮田板金㈱

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金
口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付する
ことができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は
e-Taxが24時間利用※できるので、
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して
申告書等を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続が
行えます。 ※メンテナンス時間を除きます。



e-Taxを利用して
所得税及び
復興特別所得税の
申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出
又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

平成30年度税制改正に関する提言〈抜粋〉

高崎法人会・税制委員会では会員の声を基に平成30年度向け税制改正に関する提言を取り纏めました。

この提言は、群馬県法人会連合会、全国法人会総連合を経て、全国80万社の法人会会員企業の声として取り纏められます。

なお、全文につきましては高崎法人会HPにて掲載予定でございますのでご参照ください。

1、はじめに

重要な産業基盤である中小企業の再生と活性化のために

東北大震災以後も熊本地震災等々平穏であった地域の生活に社会不安と家族の離散等々未曾有の影響を与えます。多くのインフラ

化・が壊滅的な打撃を受けたままとなっている地域社会は、いまだに混乱している状況下であり、取り残された感も漂い始めている。

避難先では、多くの温かい支援が広がっているが、就学児童のいじめ等々で思わぬ心の被害をも、もたらしている側面もあり、由々しき事態である。いまだに、汚染被害は解決されていない状況下であり国・国民が認識を新たに、復興・復旧には一段と寄り添った支援と施策が必要かと考える。

わが国においては、現下の経済状況等を踏まえて、デフレからの早期脱却・経済再生が最優先課題となっているが、財政健全化目標を堅持するとともに、社会保障と税の一体改革の原点に立ち安定的な恒久財源の確保が望まれる。財政状況は、改善どころかやむを得ないといえ度重なる財政投融資により、以前より厳しい状況下にある事は指摘

されてきている。先送りした施策でわが国の財政状況は、一段と深刻さを増し推移してきており、「税と社会保障の一体改革」等施策立案実施等々においてその進捗は危ういものがある。

健全化目標についても、すでに厳しい試算結果が出ており、併せて、行政改革、社会保障制度等々の見直しも含めて、一層、注力していかなければ財政再建への道は厳しいものと言わざるを得ない。痛みを伴う道のりではあるが、歩みだす時であり、先送りをしてきた考えは一度立ち止まり、改める時である。国・地方を合わせた政府の長期債務残高は、既に危機的な水準に達しており、歳入・歳入両面からの改革を通じた財政健全化は、もはや先送りのできない喫緊の課題である事は言うまでもない。

わが国ではこうした経済の停滞に追い討ちをかけるような少子高齢化、人口減少社会が世界に先駆けて到来している中で、年金問題は解決又は改善の目途も立たず、社会保障制度基盤は

大きな揺らぎが生じ、国民の多くが持続可能な制度として危惧の念を持ち、将来に不安を抱いきはじめている。働き方改革、少子・高齢化に伴う様々な措置が講ぜられる事になるかと考えるが効果ある施策が見出せない状況である。

一方、政治の潮流に国内のひずみと格差是正及び繁栄復権を問いかける主張であるのだが、またぞろ、グローバリズムや自由貿易主義に対して、抵抗する枠組みとして保護貿易主義の提唱も現れているところである。世界経済の先行きは保護主義的な政権の樹立により、グローバル化した経済環境が不安定さを増し、施策の不透明感も手伝い、大企業の事業活動にも影を落とすつつあり、企業収益にも影響が出始めてきている。

あわせて、個人消費は横ばいの状況が続いており、わが国の経済成長の下振れが懸念されることとなっている。わが国の中小企業は、雇用を通じて地域経済や財政

に大きく貢献しているが、大企業とは異なる中小企業の特性である多様性を生かし、さらに活発に活動できる事業環境を整備して、中小企業の特性に着眼した税制の実現が必要であると考えられる。

特に、円滑な事業承継の実現に向けた税制の抜本的な見直しをはじめ、中小企業の特性に着眼し、成長戦略と一体となった税制の実現を要望する。地方創生の中でも、新たな創業支援等々だけでなく、業態をただし、経営革新を行い、事業の再編と第二の創業に立ち向かう中小零細企業承継にも税制上の支援が幅広く、手厚く施される時でもある。

重要な産業基盤である中小企業の再生と活性化のために、わが国が長引くデフレから真に脱却し、経済再生を実現するために、成長戦略の根幹となる第四次産業革命を強力に推進することが極めて重要となる。企業の収益力のより一層の強化や、産業競争力の強化・潜在成長率の向上に資

する先を見据えた投資の充実、都市機能の強化を見据えたインフラ投資の充実、生産性向上を支援する環境整備等々、これらの点を踏まえ、わが国企業の競争力の根幹を支える税制について、重要な産業基盤である中小企業へ配慮した支援が必要である。

消費税軽減税率制度の導入が決定されたが、迫り来る消費税の税率引き上げに伴う事への事務処理対応も、大きな負荷となつている現状があり、消費税の増税や軽減税率導入に伴うインボイス制度導入等々に対する事務処理の負荷、より厳しさが続く取引環境、雇用情勢など導入課題は山積みである。

地域社会を支えてきた中小零細事業者にとつて、雇用確保もままならぬ状態が続いており、持続的な成長に必要とされる働き方改革等々も給与等の増額も果たせない状況下であり、事業の継続にも、今後の景気動向は厳しく、依然として予断は許されない状態である。重要な産業基盤である中小企

業の再生と活性化のための税制支援が求められる。

公平・中立かつ簡素な税制に速やかに移行し、努力した人が報われる税制、真面目な納税者が評価され、尊敬される社会をつくるべきである。

2、総論

(1) 行財政改革

厳しい経済状況にあるにもかかわらず、国民には震災復興と社会保障制度の財源確保のためには負担増やむなしとの考え方もあるが、これは国・地方において、ぎりぎりまで行財政改革が行われることを前提としている。

しかし、行政改革の取組みは極めて不十分であり、かえつて肥大化しつつある。役所の権益を確保する縦割り行政の弊害がでており、官僚の跋扈が見え隠れしている。国民に痛みを求める前に「まず隗より始めよ」の認識の下、先ず、国会議員及び地方議会議員が約束を守り、実行すべきである。議員及び政党は、今、約束した公約を果たす時であり、その

ことによりはじめて国民の代表として、国民の信頼を得ることができる。

なお、以下について直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

- ① 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- ② 国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制
- ③ 特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減
- ④ 民間活力を阻害する各種規制を改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる。
- ⑤ 既得権益構造に根ざす『官』から『民』への天下り人事等の禁止

(2) 安定した

社会保障制度の確立

国、地方を通じて徹底した行政改革の推進を實行しつつ、国民に安心を与える社会保障制度を確立すべきである。

財源等については、広く国民で負担すべき事であるが、担税力等にも配慮すべきであるし、様々な施策執行においての国民の協力支持と理解は政府が信頼に値

するか否かが鍵となる。信頼を取り戻すには、議員及び官・行政組織が、国民の付託に応え、約束を履行し、改革を断行する事につきる。

3、各論

「法人税関係」について

(1) 定期同額給与の原則の廃止
会社役員に対する報酬が定期同額の原則から外れた支払いが認められないのは不合理なので、役員給与の損金不算入の規則を改め、定期同額給与の原則を廃止すること。

役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならないと考える。

(2) 法人所得課税

産業の空洞化を防ぎ、かつ国内の雇用確保と域内の経済活性化に資するため、法人課税実行税率の更なる引き下げをできるだけ早い時期に行うこと。

(3) 中小企業の

法人税率の軽減

大企業とは環境の異なる中小零細企業であるがゆえ、① 現行800万円の軽減税

率適用所得金額を4000万円程度に引き上げ、現在15%（時限的）の軽減税率を更に一段と引き下げる。

② 最高税率も国際競争力強化策として、近隣諸国並みの法人実効税率に引き下げる。

③ 域内の経済活性化に寄与する中小企業がより一層元気の出る税制にすべきである。

(4) 不良債権の損金算入
不良債権の実態に応じ、最大99%までの損金算入を認めるべきである。

(5) 冠婚葬祭費等

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝金・香典・花輪等は地域に根ざした経済取引環境下にある中小零細企業にとつては広告費的要素が強いので損金算入を認めるべきである。

また、その支出の目的に応じ、社会通念上必要と認められる祝い金、香典等又は受領者側で益金に計上される事によつて二重課税となるものについては、交際費課税の範囲から除外すべ

きである。

なお、800万円までの
交際費の全額損金算入は、
法制化を行い継続した措置
となるようにすることが妥
当である。

〔事業承継関係〕について

(6) 相続税

事業承継の意欲と努力し
た人が報われる事業承継が
出来るようにするため、事
業承継に関わる事業承継者
(相続人)の相続税の軽減措
置を講ずること。

特に、事業に使用してい
る土地は事業運営の根幹を
なすものであり、承継する
相続税の中でも大きな課税
となっており、事業承継の
推進を図る上で、農業相続
人の特例農地並みの評価と
すること。

(7) 事業承継税制

新たな事業承継税制が創
設されたが、要件等が硬直
的である為、適用しにくい
ので、実態に即した要件へ
の改善整備が必要である。

欧州主要国では相続税体
系は多様なが、事業承継
税制を優先させる考え方は
一致している。わが国でも

中小企業の活性化を目的に
「事業用資産を一般資産と
区分し、事業用資産の課税
を軽減又は免除する」本格
的な事業承継税制の創設を
求める。

(8) 事業承継時の未上場

株式の評価方法について

中小企業の未上場株式の
評価方法を見直すべきであ
る。経営権の安定した承継
のためにも要件を整え、「払
い込み金額による評価(旧
額面)」とすべきである。

(9) 相続・贈与による取得

資産の取得価格について

相続人や贈与を受けた者
が相続、贈与によつて取得
した資産(土地・建物・有価
証券他)の取得価格は、相続
税、贈与税を計算した時点
の評価額とすべきである。

〔その他〕

(10) 消費税

短期間で2度も税率を上
げることは、中小零細企業
者にとつて、過重な費用と
事務の負担をさせることに
なるため一定の救済措置が
必要である。

また、取引相手から、不当
な仕入代金の減額、買いた

たき、購入の強制等、増税分
を適正に価額に転嫁できな
いことの無いよう、必要に
応じた監視や措置が求めら
れる。

更に、消費税制度の充実

と信頼を確保していくため
には、一層の課税の適正化
に向けた取組みが求められ
る。そのため、簡易課税のみ
なし仕入率や事業者免税点
制度、中小零細事業者の膨
大な事務量の増加を伴う軽
減税率導入の取り止め等、
民意を反映し、再度検討す
る必要がある。

(11) 二重課税の廃止

酒税・ガソリン税と消費
税等、二重課税は、速やかに
廃止すべきである。

(12) 個人所得税

累進税率区分や諸控除の
見直し、均等割の創設等、個
人所得課税を抜本的に見直
すべきである。

(13) 年金課税の廃止

老後の安定のための年金
である。老後の生活保障を
自助努力に頼る面は多い
が、更に年金に課税された
のでは何の為の年金か。年
金課税を速やかに廃止すべ
きである。

(14) 少子化対策

晩婚率、未婚率の高さ、及
び出生率の低さが少子化の
理由だが、現在行われてい
る対策は子育て支援が中心
である傾向が強いと思われ
る。先進各国の良い制度を
採り入れ、子育て支援と並
行して、晩婚と未婚への対
策が必要である。低所得者
の未婚率の高さを鑑み、税
制面からも結婚適齢世代が
結婚し、子供を産み育てる
ことができる社会づくりと
環境づくりが必要である。

(15) 印紙税の廃止

現在の経済取引は、事務
処理の機械化、取引形態の
変化により作成される文書
の形式や内容が変化し、電
子決済、ペーパーレス化等
が進み、電子契約等は非課
税であることなど、文書課
税としての印紙税には不合
理・不公平な現象が生じて
いる。

(16) 地方税関係について

全国的に地価が下落して
いる実勢から見ると、税負担
が重い。早期に固定資産税
都市計画税の抜本的な見直
しを実現してほしい。

(17) 事業所税

また、時価の算定は収益
還元方式を重視して算定を
見直すように改めるべきで
ある。

①事業所税は固定資産税と
二重課税的な性格を有す
ることから廃止を求め
る。

②中核都市(人口30万人以
上)等だけに課税され、課
税対象となる基準等が不
公平であるため廃止を求
める。

(18) 外形標準課税

経済の波をかぶりやすい
中小零細企業には大きな負
担増となる外形標準課税は
資本金1億円以下の企業に
は課税すべきではない。

産の保有、消費のいずれに
も該当せず、その点でも特
異であり、時代錯誤的な税
目となっており、印紙税は
廃止すべきである。

(16) 固定資産税の見直し

全国的に地価が下落して
いる実勢から見ると、税負担
が重い。早期に固定資産税
都市計画税の抜本的な見直
しを実現してほしい。

(17) 事業所税

また、時価の算定は収益
還元方式を重視して算定を
見直すように改めるべきで
ある。

(18) 外形標準課税

経済の波をかぶりやすい
中小零細企業には大きな負
担増となる外形標準課税は
資本金1億円以下の企業に
は課税すべきではない。

その怒り、コントロールできます

産業カウンセラー 柏木 勇一

また怒ってしまった！
だめだな、おれは

ついむかついてしまった、そんな理不尽なことってあるか——皆さんも、自分に対して、あるいは相手に対してイライラ、ピリピリしたことはあると思います。喜怒哀楽の感情の中で「怒り」が一番エネルギーを使い、それだから一番やっかいなものと言われています。といつても、怒りそのものは人間にとって自然の感情のひとつです。怒りを否定したり、抑え込んでしまうのではなく、上手にコントロールすることが鍵です。

「怒ってばかりいて部下との話し合いもうまくいかない。どうしたらいいか」という相談を受けました。40代、営業職のM課長でした。顧客との商談の待ち合わせ時間に遅れてきた20代の部下に「お前はいつも遅

自分の怒りのパターンを知ってコントロール

刻だ。社会人人格だ」と厳しく叱り、イライラしたままの商談はまとまりませんでした。また怒ってしまったと反省しても後の祭り。上司らしい姿勢を示そうと昼食に誘いました。そこでも店員の態度が無礼、と文句を言っていました。思い通りに事が進まない時、怒りも感情のひとつとは分かっていますが、つい我を忘れてしまう、とM課長は語りました。

自分の怒りのパターンを知ること。誰に対してどの程度の強さで起きるのか、どんな時に起きやすいのかを具体的に把握してください。続いて怒りの制御、つまりコントロールの仕方です。ちよつと硬い言葉になります。「衝動・思考・行動」の3つの面から判断しましょう。例えば、自分の怒りはどの程度か、数値化してみます。数字が高ければ、どこまでなら自分を許せるのか、線引きすること「まあ許そう」という思考ができるようになります。そして怒るかどうかの行動を選択することにつながります。自分ではどうにもならないことには怒ることを諦めることも行動です。

M課長自身、怒りは自然の感情であることは理解していました。皆さんも、怒り自体は良くも悪くもない、と、まず考えましょう。しかし、他人を攻撃したり、周囲に良くない影響を与えているとすれば、やっぱり制御すべき感情です。コントロールの第一歩は、

怒りの対処法

「6秒ルール」

——大事なのは呼吸

いいのです。これには練習が大事です。M課長も納得しました。上司の部下対応のポイントとして、自分の気持ちをぶつつける前に、「部下に今、そして次にどうしてほしいか」を伝えることが大切、と伝えました。

ここ数年、職場の研修では、アンガーマネジメントもチームのひとつになっていきます。つまり怒りへの対処法。そこで出ているのが「6秒ルール」です。怒りをぶつつけそうになったら、6秒間我慢するという教えです。人の感情のピークは6秒という考えから、むかついたらとりあえず6つ数えると説明されています。ただ数えるのではなく、鼻から息を吸ってゆっくり口から吐くことが重要です。吐きながら「ひとつ」と声を出してみてください。自分へのアドバイスも、練習を重ねることで6秒という瞬間にもできます。自分は怒りっぽいと思っている人は、さあ練習をしてみましょう。



アフラックサービスショップ

募集代理店
(有)井田総合ビジネス

アフラック い〜な
0120-0269-17

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町 469-2
TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455
http://www.idasogo.co.jp
●営業時間 9:00~18:00(日曜・祝日定休)







ションや雑談の本を何冊も読んだ」と言います。いつの頃から「雑談」や「世間話」は、学ぶものになったのでしょうか。

■若年者の

「コミュニケーション傾向

今やコンビニエンスストアは、その便利さで、当たり前前の存在となっています。反面、確かに店員さんとの会話の機会は、ほとんど無くなりました。コンビニエンスストアで当たり前前に育った世代から見ると、買

い物の際に「くっださい」と声を掛け、お店の人とやり取りをしながら、品物を選び、質問に応じ、褒められればお礼を言ったり、遠慮を見せたりする…なんてことは、驚きであり面倒であることでしょう。

コミュニケーションのカタチも、ずいぶん変わりました。携帯電話が当たり前の時代を経て、今やSNSの時代です。直接、声に出してコミュニケーションを取らずとも、言葉を使わずとも、スタンプひとつで、やりとりが出来ます。

つまり、それだけリアルなコミュニケーションの機会が少なくなつたのです。面と向かって声を交わさずとも、言葉を使わなくとも、必要なコミュニケーションが取れる時代です。

実は、書籍を読んでも、残念ながら「雑談」がうまくなることはありません。なぜなら、「雑談」は、機会と場の積み重ね、つまり練習(トレーニング)をしなければ身につかないスキルだからです。

しかし、近年の若者が育つてきた環境や背景を見ると、「雑談」の場や機会は非常に少ないのが現実です。これでは、わざわざ「雑談」を学んで身につけなくてはならないのも当たり前、という訳です。

■会話の目的を定める
そもそも「雑談」というのは、特別なテーマを設けず、気楽に会話することです。しかし、相手と誰であるかによって、どのようなプロセスで会話を進めるのが良いのかは、変わってきます。

例えば、初対面の相手との「雑談」であるならば、最初に扱うのは、「相手に関連づけられていない」外因「の話題」です。つまり、天気やニュース、場所や目の前の状況などをテーマにするのです。

続いて、相手との距離感を縮めたいのであれば、「相手に関連づけられている」内因「の話題」に移っていきます。「内因」の中でも、まずは、「相手の顔つき、背格好、声、身だしなみ、立ち居振る舞いなどの外面について」を取り上げます。次に、もっと踏み込みたい、親密になりたい、信頼関係を築きたいのであれば、「相手の趣味や嗜好、考えや価値観などの内面について」を取り上げます。これが「初対面の方との距離感」を、うまく図れる会話のプロセスです。

その感覚がわからない、という人も増えていきます。また、ビジネスの場合は、「雑談」もビジネスの手段。だから「雑談の目的」をし

ついでに、相手との距離感を縮めたいのであれば、「相手に関連づけられている」内因「の話題」に移っていきます。「内因」の中でも、まずは、「相手の顔つき、背格好、声、身だしなみ、立ち居振る舞いなどの外面について」を取り上げます。次に、もっと踏み込みたい、親密になりたい、信頼関係を築きたいのであれば、「相手の趣味や嗜好、考えや価値観などの内面について」を取り上げます。これが「初対面の方との距離感」を、うまく図れる会話のプロセスです。

例えば、単に良い印象を与えて、会話をその先に進めるための雑談(会話了解を取る)なのか。お客様との信頼関係を築くための雑談なのか。情報収集のための雑談なのか。顧客との関係性を強化するためのリージョンシップなのか。その目的に応じて、雑談のスキルも使い分けていくのです。

ビジネスでは、天気や趣味の話ばかりしていると、何の展開も生まれません。「雑談」や「世間話」をしろ、と言われ、いつ行ってもゴルフの話ばかりしている、という営業マンは、目的を見失っていると言つて良いでしょう。お客様のプロセスに合わせて、こちら側の会話のプロセスも、しっかりと動かしていくことが必要になってきます。(続く)

※参照：「お客様の購買プロセスと、営業プロセス」

例えば、初対面の相手との「雑談」であるならば、最初に扱うのは、「相手に関連づけられていない」外因「の話題」です。つまり、天気やニュース、場所や目の前の状況などをテーマにするのです。

続いて、相手との距離感を縮めたいのであれば、「相手に関連づけられている」内因「の話題」に移っていきます。「内因」の中でも、まずは、「相手の顔つき、背格好、声、身だしなみ、立ち居振る舞いなどの外面について」を取り上げます。次に、もっと踏み込みたい、親密になりたい、信頼関係を築きたいのであれば、「相手の趣味や嗜好、考えや価値観などの内面について」を取り上げます。これが「初対面の方との距離感」を、うまく図れる会話のプロセスです。

例えば、単に良い印象を与えて、会話をその先に進めるための雑談(会話了解を取る)なのか。お客様との信頼関係を築くための雑談なのか。情報収集のための雑談なのか。顧客との関係性を強化するためのリージョンシップなのか。その目的に応じて、雑談のスキルも使い分けていくのです。

ビジネスでは、天気や趣味の話ばかりしていると、何の展開も生まれません。「雑談」や「世間話」をしろ、と言われ、いつ行ってもゴルフの話ばかりしている、という営業マンは、目的を見失っていると言つて良いでしょう。お客様のプロセスに合わせて、こちら側の会話のプロセスも、しっかりと動かしていくことが必要になってきます。(続く)

※参照：「お客様の購買プロセスと、営業プロセス」

例えば、初対面の相手との「雑談」であるならば、最初に扱うのは、「相手に関連づけられていない」外因「の話題」です。つまり、天気やニュース、場所や目の前の状況などをテーマにするのです。

続いて、相手との距離感を縮めたいのであれば、「相手に関連づけられている」内因「の話題」に移っていきます。「内因」の中でも、まずは、「相手の顔つき、背格好、声、身だしなみ、立ち居振る舞いなどの外面について」を取り上げます。次に、もっと踏み込みたい、親密になりたい、信頼関係を築きたいのであれば、「相手の趣味や嗜好、考えや価値観などの内面について」を取り上げます。これが「初対面の方との距離感」を、うまく図れる会話のプロセスです。

例えば、単に良い印象を与えて、会話をその先に進めるための雑談(会話了解を取る)なのか。お客様との信頼関係を築くための雑談なのか。情報収集のための雑談なのか。顧客との関係性を強化するためのリージョンシップなのか。その目的に応じて、雑談のスキルも使い分けていくのです。



AIと人が共存する現在と未来

は人の職を奪うのか

青山学院HiCon(株)主管研究員・フィルゲート代表 菊原政信

近年、テクノロジーの発達により、仕事、生活ともに効率性や利便性が増す中、将来AI（人工知能）やロボットが人に取って変わり、今後10年間に無くなる職業が話題となっています。この発端は、2013年に英国オックスフォード

大学マイケル・オズボーン准教授の論文「雇用の未来」の中に記された、コンピューターに取って代わる職業リストがメディアに取り上げられたことです。

本来に将来、SF映画のような世界が訪れて、全てにおいてAIやロボットが主体となり、人間は一方的に使われて行く世の中になっていくのでしょうか。

今後、人とAI、ロボットが共存していくためには、どうするべきかを考えて行きます。

★産業革命とAIの歴史

人類は、過去幾度も産業革命を経験してきました。

18世紀後半から19世紀前半に起こった第一産業革命では、手工業生産から生産技術の発明により工場生産に、第二次産業革命では、鉄鋼・機械などの重工業が栄え、第三次産業革命では、コンピューターやロボットによる生産工程の自動化、そ

して現在はインダストリー4.0と呼ばれる第四次産業革命が進行しています。

これは、今後全てのものがインターネットと繋がり、AIにより生産性、効率性を飛躍的に高めるといっても過言ではありません。

過去、このような時代の変遷においては、従来の職業が衰退して、職を奪われてきた歴史がありました。

しかしながら、その変革期後には、また新たな職業が生まれ、働き手の需要を吸収してきました。

一方、AIの歴史は1950年代後半から1960年代に学術的な研究が行われ、1970年代には様々な実験が行われる様になりました。やがて、1980年代に入ると、コンピューターの性能向上と共に、「エキスパートシステム」と呼ばれる人間の判断や意思決定を補えるのではないかと考えられました。

しかしながら、この段階ではどのような判断をすべきかは、予め人間がインプットする必要があったため、やがてブームは去ってしまいました。

ここに来て、改めてAIが注目されてきたのは従来のAIとは違い、コンピューターが膨大なデータ（ビッグデータ）を取り込み、機械学習やディープラーニングと言われる、自らが学習して、答えを導き出すことが可能となってきたからです。これは、例えば、人が初めて経験することに対しては、最初はどこにもないことでも、やがて知識や経験を積むことにより、精度の高い判断ができるようになることに似ています。

このように、人の手を介さずに、コンピューターが自ら結論を導き出していくことが、従来のAIと大きく異なる点です。

★現在どのようになっているか

2016年、Google

の「AI AlphaGo」が、囲碁のプロ棋士を破ったことが話題となりましたが、これも過去の膨大な対局データを学習し、対戦したものです。

そこで、現在ではどのようなことに、AIやロボットが使用されているのかを見ていきます。

その前提として、今後日本においては、少子高齢化による労働人口の減少が進む中、生産性を維持向上させて行くには、もはやAIやロボット等の活用は必須ものとなって行きます。

そのような日本の特殊性を考えても、将来、定形的な業務のうちAIが得意とすることは、徐々に代替されるようになってくるだろうと、予想されています。

それでは、現在どのような業務や業種で、実際にAIやロボットが導入されているかを幾つかをご紹介します。

1. コールセンター

コールセンターでは、日

々のお客様からの問い合わせに、的確な返答や、最適なものやサービスを勧める業務にあたっています。

お客様との話のやり取りの中で、マニュアルや商品の情報を検索して回答していますが、そこで課題となるのが、オペレーターの知識や経験の度合いによりお客様をお待たせしてしまい、かえって不満を招いてしまう恐れがあります。

そこで、既に過去のオペレーターとお客様の会話を分析学習したAIからの補助により、対応を早めて、通話時間の短縮に寄与しています。

また、ベテランと新人の知識や経験の差をなるべく均一にして、顧客満足度を向上させる試みもされています。

2. ロボットによる接客

お客様の接客に、AIと連動したロボットを導入する試みが進められています。店舗を構えている小売や

サービス業では、店内の案内、商品の説明、その他手続きについて等、従来は対面によることが多かった場合でも、スタッフの補助的な役割としてだけでなく、業務そのものを人に代わって行っているケースもあります。

勤務シフトの管理を気にせずにいられることから、今後部分的な役割から導入されることでしょう。

3. インターネット通販

最近では、スマート・フォンの普及とともに、商品の購入を実際の店舗とネットショップで隔てなく購入できるオムニチャネルという、取り組みが進められてきています。

店舗での購入は、スタッフによる対面販売が主であっても、営業時間が決められているため、閉店後は、問い合わせや購入することができません。

そこで、インターネットのショップと連携して、様々な質問に対してSNS（ソ

ーシャルネットワーク）等で、チャットポッドと呼ばれるAIによる回答を自動化するケースが見られるようになりました。

4. その他

上記のケース以外にも、金融業界ではお客様の資産運用について営業担当者のサポート、証券業界では株取引の自動売買、医療業界ではセカンドオピニオン、物流では最適な配送ルートの見つけ、工場では熟練工の退職に備える等、様々な産業に関わるあらゆる分野にAIの活用が検討、導入され始めています。

AIと人が共存する環境

今まで述べてきた通り、今後、AIやロボットの導入は、直接・間接を問わず、これから世の中に、更に浸透して行くことでしょう。

特に、定型的な仕事については、10年〜20年間の内には、かなりの業務について代替されることが予想さ

れます。

それでは、今後、AIやロボットが普及することに、職を追われる人が増えていくかと言うと、今までの歴史が物語ってきた通り、従来、人手により行われていた職が減って行くことは想定されますが、現在のAIは万能ではありません。

特定の分野に絞り込んだ情報収集、分析、推論は得意としますが、将来に対するビジョンを示すこと、士気を高めること、意思決定を行うこと、ましてや、場の空気を読んで物事を進めること等々には及ばない状況です。

このようなことから、今後は、将来に対して悲観的に捉えずに、ICT（情報通信技術）の導入や、AIやロボットが得意とするところは任せて、人は更に付

加価値の高いことに専念して行くと言う意識改革を行うことが得策です。

従来は、AIを活用する

には、開発費等に莫大な資金を要するため、大手企業のみが導入を進めてきましたが、現在では、中小企業やベンチャー企業においても、既に開発されているAIを、クラウドサービスとして利用できる環境が整って来ました。

今後を見据えて活用を考える上で、まずは現状の社内体制や業務を改めて見直し、人によらなければ出来ないこと、AIで代替できることを洗い出して、検討してみることも必要です。

最後に、冒頭で紹介したマイケル・オズボーン准教授の論文「雇用の未来」のまとめでは、人はコンピューター化に響を受けない、創造性と社会的知性を身につける必要があると述べています。

この様に、テクノロジーが進化しても、あくまで人が主役でAIやコンピューターは、その支援・補助者として共存することができるのです。

優秀賞作品（10点）

第8回小学生の税に関する
絵はがきコンクール

～ 女性部会 ～

このコンクールは法人会の租税教育活動の一環として、高崎税務署管内の小学6年生を対象に行われ、応募総数3,185点の中から、70点の作品が入賞しました。そのうち、最優秀賞他11点を裏表紙に、優秀賞10点をこの項にてご紹介いたします。

入賞作品は2～3月の確定申告期間中に確定申告会場前にて展示しましたが、応募いただいた作品は下記の日程にて展示を行います。

- ◆高崎市役所 7 / 21～7 / 25
- ◆洪川市中央公民館 7 / 25～7 / 28
- ◆安中市文化センター 7 / 31～8 / 7
- ◆吉岡町文化センター 7 / 25～8 / 1
- ◆榛東村南部コミュニティセンター 7 / 21～7 / 26
- ◆高崎市役所群馬支所 8 / 2～8 / 18

(平成28年度卒業生の作品)



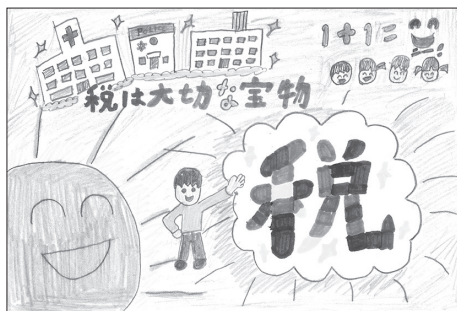
高崎市立西小学校
西 なな花さん



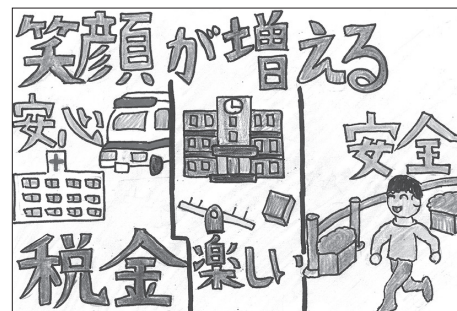
安中市立細野小学校
上原 唯代さん



高崎市立東部小学校
町田 真彩さん



高崎市立中室田小学校
田島 羽遥さん



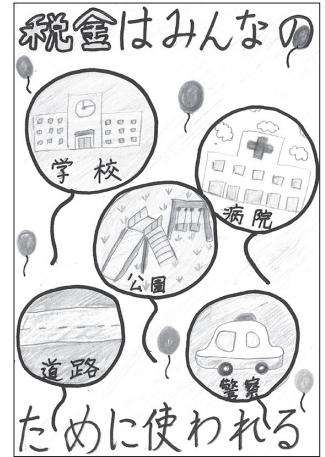
洪川市立金島小学校
松村 康生さん



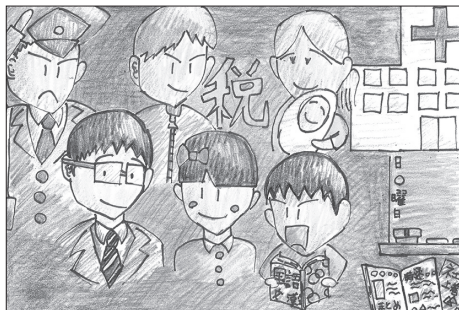
吉岡町立明治小学校
山根 眞柚花さん



榛東村立北小学校
前田 彩華さん



高崎市立南陽台小学校
青木 優美さん



浜川市立古巻小学校
永井 柚希さん



高崎市立堤ヶ岡小学校
上原 志織さん

法人会女性部会

いちごプロジェクト



みんなで出来る夏の節電対策

夏が旬の野菜を食べよう！

トマト、きゅうり、なす、ゴーヤといった夏野菜には体温を下げる効果があり、カロチンやビタミン C が多く含まれています。冷したトマトに塩をふり、そのまま食べても美味しいおやつになります。旬の食材には、季節に必要な栄養素が一年で一番多く含まれているといわれます。たくさん食べて、夏バテ知らずの健康な体をつくりましょう。

朝の時間を有効活用しよう！

「早起きは三文の得」という言葉があります。早寝、早起きをして、しっかり朝ごはんを食べると体温が上がります。体の動きが活発になります。また、ピークの時間帯（朝9時～夜8時）を避け、朝の涼しい時間に洗濯や掃除を済ませることが節電に繋がります。少し早起きすることにチャレンジしてみましょう。

部屋をすっきり片付けよう！

日本の夏はじめじめとした高温多湿。そこで風が通るように、部屋を片付けてみましょう。すぐに使わない物は押入れにしまい、下に「すのこ」を敷きましょう。干した布団や洗濯物をしまおう時、一度広げて余分な熱を取るのもポイント。涼しい色の「のれん」で目隠しをするなど、気持ちよく過ごせるようにしましょう。



「いちごプロジェクト」とは？

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。そのイメージを、毎年女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

基本となる 10 のメニュー

- ①室温 28℃を心がける。（設定温度を 2℃上げた場合）
- ②“すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげる。
- ③無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。
- ④冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。
- ⑤日中は不要な照明を消す。
- ⑥テレビは省エネモードにするとともに、画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。
- ⑦温水洗浄便座の温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する。
- ⑧上記の機能がいない場合、使わない時はコンセントからプラグを抜く。
- ⑨炊飯器は朝にタイマー 1 日分まとめて炊いて、冷蔵庫等に保存する。
- ⑩リモコンではなく、本体の電源を切る。

女性部会

平成二十九年 定時総会を開催

岩井部会長を再任

高崎法人会女性部会(岩井加代子部会長は、六月二十六日(月)、グラントパティオ高崎において、定時総会を開催しました。

第一部の定時総会は、多数のご来賓と本会役員、部会員合わせて約一〇〇名が出席して開催されました。

次の議案及び報告事項が承認、報告されました。

- 議案第一号 28年度収支決算承認の件
- 報告第一号 28年度事業報告
- 報告第二号 29年度事業計画及び収支予算



中国琵琶 王曉東氏



○議案第二号

任期満了に伴う役員改選の件

第二部は、東京芸術大学講師の王曉東氏をお迎えし、中国琵琶の演奏会を開催しました。中国琵琶と日本の薩摩琵琶、両方を心に収めた王氏の素晴らしい琵琶の世界を堪能し、心地よい音色に酔いしれました。琵琶の余韻を残しながら、引き続き、第三部の交流が行われ、異業種の意見交換や活発な交流が行われ、有意義な時間を過ごしました。

青年部会

平成二十九年 定時総会

新部会長に竹内氏を選任

青年部会(関口朋克部会長)は、六月五日(月)、高崎ビュートホテルにおいて平成二十九年定時総会を開催しました。

総会にご来賓と部会員他を含め、八十五名が出席し、次の議案が原案どおり承認可決されました。

- 議案第一号 28年度収支決算承認の件
- 議案第二号 任期満了に伴う役員改選の件

任期満了に伴う役員改選では、再任・新任含め四十



竹内新部会長



講師：山本一太氏

一名の理事と三名の監事の就任が承認可決され、部長に竹内一普氏(高崎)、副部長に北形信也氏(高崎)、三澤俊之氏(安中)、青木伸行氏(伊香保)、清水篤志氏(群馬)の五名を選任しました。

総会講演会は、参議院議員山本一太氏をお招きし、「日本を取り巻く国際情勢」の演題でご講演いただきました。その後、交流会を行い、参加者相互の交流を深めました。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に
幅広く対応した
がん保険。

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社) アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社) 群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505



はじめてダック

アフラックは
がん保険
契約件数 **No.1**
平成25年度(インシュアランス生命保険統計)

— 法人会 —

新 **生きるための
がん保険** Days

— 法人会 —

新 **生きるための
がん保険** Days

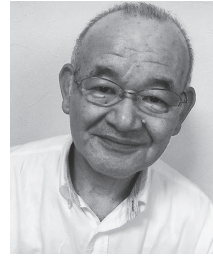
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF 法推 - 2015 - 0036 - 1512019 7月8日

名

会員企業紹介

有限会社おゝみや商店



代表取締役
大塚千真喜

一、所在地

高崎市下室田町一〇六八

TEL〇二七―三七四―〇〇七五

二、事業概要・会社PR

当社は昭和30年創業の和菓子製造販売業です。2007年に発売した【かりんとうまんじゅう】が日本一硬いまんじゅうとして大ヒット商品となり、10年たった現在でも人気は衰えることなく看板商品となっております。



全国各地からのお客様も多く、インターネットでの注文

も承っております。品質や味にも大変自信を持っており、多くのお客様に試したいだけ

ければと思っております。

お近くへお越しの際は是非【おみや】へお立ち寄り下さい。(榛名高校近く)

三、経営理念

最高の品質、最高のおいしさをモットーにお客様の求めている最高の和菓子を提供します。お客様の満足度を高める為、日々研究を重ね、品質・味の徹底をはかっております。又、自社の繁盛はもとより地域活性化の為に協力し、榛名湖地域の発展に寄与するの当社経営理念です。



新 町

会員企業紹介

西毛産業 株式会社



代表取締役
古井戸健治

一、所在地

高崎市新町一四〇四―四

TEL〇二七四―四二―二六七八

FAX〇二七四―四二―〇三九一

二、事業概要

業種詳細

保温工事・保冷工事・断熱工事・防露工事・防音工事・板金工事

主要実績

高崎市役所、ヤマダ電機、本庄カインズ本社ビル、富士重工、佐久総合病院などの断熱工事を担当

三、会社PR

当社は、各種設備、各種プラントの有効率を高めるための工事施工で、多くの実績を積み重ねてまいりました。永年培ってきた技術

と豊富な経験に基づいた新工法や高度技術により、熱音、空気をコントロールするための工事を施工展開しております。

これらの仕事を通じて、近年ますます重要視されている省エネルギー、環境への配慮、資源の保護を実現します。



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 前橋支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

安中

無料「税金クイズ」に
300人挑戦！

去年11月勤労感謝の日に開催された安中市産業祭で、法人会女性部会安中(代表武井恭子)は今回初めてとなる無料「税金クイズ」を出店しました。

税金というだけで尻込みする人が多い中、出店位置がよい場所での通行客も多く、また呼び込みしたところ300人が次々に挑戦、全問正解を目指しました。税金クイズは、三者択一の問題を全部で30問準備し、これをバラバラにして3問ずつ10パターン作りしました。



無料なので声も掛けやすく、挑戦者は正解を探して真剣に取り組んでいました。結果はすぐに採点、全問正解で賞品がもらえれば、うれしい！

女性部会のスタッフは、初めのうちは少しぎこちなかったのですが、すぐ話し振りに調子が出てきました。チームワークもよかったです。家族連れで楽しみながら学ぶ税金クイズ。多くの幅広い世代の方に税金について考えてもらう貴重な機会になりました。

倉淵

はまゆう山荘

はまゆう山荘は、客室数21・宴会場・会議室・屋内活動室・居酒屋・テニスコートが整った北欧のシャトゥを思わせる石造りのお洒落なたたずまいです。

倉淵地域の食材をふんだんに使ったお料理とともに天然温泉の「美肌の湯」も魅力です。

周辺の山々に飛び出すと、昔の炭焼窯跡や目を見張る滝、レンゲシヨウマ・イワタバコ・ブナやケヤキの巨木、かえでの森やシオジの森など貴重な森林生態系をとどめた高齢天然林



がありま す。また 動植物も 非常に豊富です。



はまゆう山荘は年間を通して楽しめるイベントが盛りだくさんです。そのいくつかをご紹介しますと、6月、10月、12月には森の中の音楽会を、そして初夏に開催している夕食後のホテル見学はリピーターの皆様に大好評です。また9月第一日曜日には県内では最大規模のジャズの祭典「ぐんまジャズフェスティバル」を開催しております。また健康志向の方には、周辺の山々を巡る毎月ハイキングや、ノルディックウォーキング教室を開催し多くの方々に好評です。

ホームページのアドレスは www.hamayu.org/



企業のために、
経営者とともに。



大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

赤城

赤城町の歴史探訪

お城編



洪川市赤城町内には、戦国時代に築城されたと思われる城跡（砦を含む）が数多くあります。今では地元の人にもあまり知られていないと思いますが、洪川市指定史跡である「上野・津久田城」を始め「勝保沢城」、「猫山城」、「三原田城」・「棚下の砦」「猫寄居」などです。市指定史跡になっている「津久田城」は、赤城町津久田寄居地区に位置し、旧子持村にあった「白井城」の支城として築城されています。しかし、天正8年（1580年）には、N・H・Kの大河ドラマでも活躍した沼田城の真田昌幸の家臣により落城しています。その後、天正10年（1582年）に白井城方により津久田城は奪還されたものの、本能寺の変以降も白井城を守る拠点として戦が絶え間なくあったようです。現在では、



◀ 勝保沢城址 堀の遺構

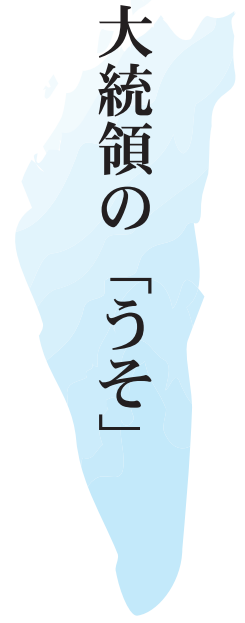
「津久田城」の遺構を残すものはありませんが、「勝保沢城」では、土塁・堀等の遺構を感じとれます。時の流れにおいて消えゆく歴史ですが今は「歴史」に代表されるように歴史を堪能してみても如何でしょうか。

新会員・部会員紹介

	①法人名	②代表者・部会員名	③所在地	④業種
	箕郷 ① 株式会社清水観光 ② 清水 一雄 ③ 高崎市箕郷町生原 ④ 代行業	高崎 ① 松本医院 ② 松本 幹生 ③ 高崎市相生町 ④ 医療	高崎 ① 大井田薬局株 ② 大井田健一 ③ 高崎市南大類町 ④ 医薬品販売業	
	女性 ① DAYSPA&WAXING Reblank ② 鈴木 篤美 ③ 高崎市井野町 ④ 美容業	榛東 ① 株式会社うめざわ板金店 ② 梅澤 正和 ③ 北群馬郡榛東村新井 ④ 建築板金業	高崎 ① 株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム ② 宮原 年明 ③ 高崎市栄町 ④ 建築、不動産、住宅設備機器の販売	高崎 ① 株式会社神奈川部品 高崎営業所 ② 井上 洋二 ③ 高崎市問屋町西 ④ 金属樹脂加工品の卸売
	榛東 ① 株式会社レイセイ ② 小池 伸幸 ③ 北群馬郡榛東村広馬場 ④ 建設業	高崎 ① 山本税理士事務所 ② 山本 享靖 ③ 高崎市下小鳥町町 ④ 税理士業	高崎 ① 株式会社環境浄化研究所 ② 須郷 高信 ③ 高崎市八島町 ④ 製造・小売業	
	青年 ① 並木商事株 ② 静 大樹 ③ 安中市原市 ④ 卸売及び不動産業	吉井 ① 山崎善朗税理士事務所 ② 山崎 善朗 ③ 高崎市吉井町長根 ④ 税理士業	榛名 ① 株式会社グローバル羽毛 ② 山岡 嘉則 ③ 高崎市中里見町 ④ 製造業	高崎 ① DAYSPA&WAXING Reblank ② 鈴木 篤美 ③ 高崎市井野町 ④ 美容業
問い合わせ先 (一社) 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576		榛名 ① スーエン株 ② 郭 姫莎 ③ 高崎市上里見町 ④ 卸売業	高崎 ① 株式会社東京鋳造所 ② 小澤 淳 ③ 高崎市上豊岡町 ④ 製造業	

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。

大統領の「うそ」



ジャーナリスト 大津 彬裕

この欄ではこれまで、企業の危機管理で、社会に真実を伝えるために弁明の記者会見や説明責任が必要なことをしつこく書いてきた。記者会見や説明責任が必要なことは企業に限らず、政治家にも当てはまることは言うまでもない。民主主義社会では当然のことだからである。

ところが、トランプ氏が当選した大統領選をフォローしている、その本場であるはずのアメリカで、口から出まかせ、根も葉もない事実無根のニュースが大手を振ってインターネットのソーシャル・ネットワークワーキング・サービス(SNS)上に飛び交っていた。

だけでなく外交でもツイッター政治が続いている。

奇妙な新語群

「フェイク(偽)・ニュース」
「Fake News」
「ポスト・トゥルー」
「Post Truth」
「オルタナティブ・ファクト(もう一つの事実)」
「Alternative Fact」
などの言葉も生まれた。

「フェイク・ニュース」は文字どおり、選挙戦中に流れた「ローマ法王がトランプ氏支持を表明した」といった真つ赤なうそである。トランプ氏に都合の悪いニュースは「フェイク」なのだ。

「ポスト・トゥルー」とは、世界最大の英語辞典を発行する英オクスフォード大学出版局が、2016年を象徴する言葉に選んだ。その定義は「世論形成に当たり、『感情や個人的な観念』が優先され『事実』が二の次になる状況」だとオックスフォード辞典にあるという(毎日新聞)。「脱真実」

と訳した方が適当だという人もいる。

「オルタナティブ・ファクト」は、大統領就任式の日の人出が、オバマ大統領の時より少なかったことが一目瞭然だったのに、トランプ氏は「故意に少なく報じられている」とメディアを非難、スパイサー大統領報道官は「過去最多だった」との声明を読み上げ、コンウェイ大統領顧問は「もう一つの(代替の)事実だ」と擁護したことを指している。(各紙)

この3つはいずれも「うそ」を別の言葉で言い換えただけである。

白を黒と言い含める、このような論法が企業の記者会見で使われたら、その企業はたちまち信用を失い、相手にされなくなるだろう。政治の世界でもいつまでもこんなことが続いているはずはない。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社 八コダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

社員と企業の健康を考える

ジャーナリスト 海部隆太郎

「40を過ぎたら自分の顔に責任がある」とは、リンカーン元米大統領の有名な言葉だ。何故このような発言をしたのか、背景の説明が必要だと思う。だが、紙幅の関係で割愛するしかない。言えることは人の性格、生き方は顔に出てくる。気に入らない顔（性格）の人物と仕事はできないということらしい。

毎朝、鏡の前で自分の顔をチエックし、今日も前向きに生きよう、社会に貢献する働きをしようと思うことで、責任ある顔が造れるのではないかと考え、実践しているが、もはや遅いかもしれない。

むしろ「自分の体形に責任がある」と指摘される方がこたえる。親から健康な体をもらったにもかかわらず、長年の不摂生で健康診断の結果はD判定が続いてきた。奮起して適度な運動と飲食に気を配り、今は健康を取り戻しつつある。

以前は好んだバイキングなどは避け、腹八分を心がけること。これだけでも効果があった。余談だが、バイキングとは帝国ホテルの

レストラン名で、1958年（昭和33年）に北欧の料理スタイルを導入してから食べ放題の代名詞として世の中に広まったという。

重視すべきは診断よりも予防

予防医学を専門にする大学の医学部教授を取材した時、「癌検診をいくらしても癌の発生率は低下しない」と聞き、考え方を修正するべきと気づいた。検診は癌を早期に見つけることが目的だから、これだけで癌患者が減ることはない。検診は重要だが、癌にならないよう予防をすることこそ心がけるべきというわけだ。

「ローマは一日にして成らず」であり、責任をもつべき自身の顔も、体の健康も日ごろから意識して取り組むことが何よりも大事。すべて日々の取り組みを積み重ねていくしかない。こんなことは言われなくても分かっている話なのだろう

と思うが、ついつい老婆心から書いてしまう。

では企業にとっての健康はどうか。日本を代表する大手企業が相次いで経営不振に陥り、紙面を賑わしているのはご承知のとおり。重病を隠し健康を装うなどは言語道断だ。何故こんなことが起きてしまったのか。コンプライアンス順守の欠如としか言えない。

経営者は社員を守り、社会貢献することで企業の存在意義が生まれると思う。企業の健康状態は決算という診断でわかるが、予防はコンプライアンスを守る意識を常に確認することではないか。その実践の有無が経営者の顔に表れてくる。眉を吊り上げてばかりでは、責任ある顔にはなれない。社員は自身の健康に気を配り、会社は社会的価値の向上に意識を向け続けることこそ肝要だと思う。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に
幅広く対応した
がん保険。

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社) **アフラック** (アメリカンファミリー生命保険会社) 群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F 法人会グループダイヤル ☎ 0120-876-505



アフラックは
がん保険
契約件数 **No.1**
平成25年度(インフラランス生命保険統計)

—法人会—

新 **生きるための
がん保険** Days

—法人会—

新 **生きるための
がん保険** Days

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF 法推 - 2015 - 0036 - 1512019 7月8日

税理士会

『支部長就任にあたり』



関東信越税理士会
高崎支部 支部長 高橋 浩生

平成29年4月1日より関東信越税理士会高崎支部の第20代支部長に就任いたしました高橋浩生でございます。高崎法人会の皆様には、税務協力団体として、また、経済活動を共に行う良きパートナーとして長年にわたり友好的な関係を継続していただいていること、この場をお借りして御礼申し上げます。

昨年度における「租税教室」や「税を考える週間」での高崎法人会の活動は目を見張るものがあり、協調協力して行事を行いました。我々税理士会もお陰さまで素晴らしい成果を残すことができました。

今年度については、税務協力団体の一団体という括

りだけではなく、高崎法人会と税理士会高崎支部がもつと密に交流して、お互いがお互いの価値を高めあえるような施策を講ずることを横田会長と相談しております。

具体的には、両団体の青年部の交流を活発化します。お互いが交流し、意見交換をすることにより、気軽に相談し合えたり、共通の問題を解決できる環境を構築したいと思っております。

税理士会高崎支部は、他支部には無い「租税研究会」を持つております。今年度は4回開催予定ですが、この研究会に高崎法人会をご招待したいと思っております。また、逆に高崎法人会

が企画する様々なイベント等に我々税理士会高崎支部も積極的に参加していきたいと考えております。このような交流を開始し、将来的にはコラボ企画等新たな価値を創造できれば最高です。

私の任期は2年でございますので、どこまでできるかは分かりませんが、これまでの歴代の会長と支部長が築いてきた両団体の関係をより強固にしたいので、ご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、高崎法人会の益々のご発展と会員皆様のご健勝、会員企業のご隆盛を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

関東信越税理士会高崎支部役員名簿

— 平成29年4月1日現在 —

監事	田島 若林	居村 正	新井 享	眞下 知美	林 克俊	白田 潤	高橋 明彦	田中 直人	山本 享靖	小中 正雄	有賀 敦	清水 元	桑原 孝夫	筒井 勤	鈴木 義昭	江原 克典	磯部 聡	理事	福田夕紀子	高見澤 清	植松 靖幸	原澤 秀樹	市川 克弘	雲 敦史	有田 大輔	梁瀬 剛	羽鳥 幸生	支部長	高橋 浩生
----	-------	------	------	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	------	-------	-------	------	----	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	------	-------	-----	-------

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部



シリーズ **経営**

話

「自動車と税」

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 白田 潤

自動車は事業者の営業活動や物資の輸送など、また日常生活でも通勤や旅行など移動手段として幅広く様々な用途で使用され、欠かすことのできないものがあります。自動車には様々な税金がかかります。内容が多岐にわたるため細部まで説明することはできませんが、今回は自動車にかかる税金の要点について説明します。

自動車にかかる税金には、購入時、保有時、燃料補給時にかかるものがあります。

自動車の購入時には、消費税、自動車取得税、自動車重量税、自動車税又は軽自動車税がかかります。

自動車を保有していると自動車重量税、自動車税又は軽自動車税がかかります。

燃料補給時には消費税、石油石炭税、揮発油税（ガソリン税）又は軽油引取税がかかります。

自動車取得税は、自動車

の取得価額に税率を掛けることにより計算されます。税率は自家用自動車は3%、軽自動車及び事業用自動車は2%です。中古車を購入した場合は経過年数に応じて取得価額が引き下げられます。なお、自動車取得税は消費税が10%に引き上げられたときは廃止になる予定です。

自動車重量税は購入時及び車検時にかかります。自動車重量税は車両の重さに応じてかかる税金です。例えば自家用乗用車は2年間で5トンごとに5,000円（本則税率）がかかります。自動車の種類（事業用乗用車、トラックなど）によって税額が異なります。

自動車税・軽自動車税は購入時及び毎年4月1日時点で保有している場合にかかります。自動車税は乗用車については総排気量、トラックについては最大積載量に応じてかかります。例えば自家用の乗用車の税額は29,500円～111,

000円です。その他バスや特殊用途自動車、自家用が事業用かによって税額などが異なります。軽自動車税は用途・種類に応じて税額が3,000円～7,200円かかります。

石油石炭税・揮発油税・軽油引取税は燃料補給時にかかります。揮発油税はガソリンのみ、軽油引取税は軽油のみにかかります。石油石炭税は1リットル当たり2.8円、揮発油税は1リットル当たり53.8円、軽油引取税は1リットル当たり32.1円かかります。なお、石油石炭税及び揮発油税は消費税の課税対象となります。

現在、エコカー減税やグリーン化特例と呼ばれる排気ガスの削減、燃費向上を達成した自動車に対する減税制度があります。しかしエコカーの普及により平成29年4月から自動車取得税・自動車税・軽自動車税、平成29年5月から自動車重量税について減税の条件が厳しくなりました。いずれ

の税金も、平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度もしくは平成32年度燃費基準の達成度に応じて20%～100%の減税を受けることができます。ただし改正により燃費基準の達成度が低い自動車については減税率が20%～50%縮小され、減税の対象外となる場合もあります。

電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル車については減税率は縮小されず、自動車取得税・自動車重量税は100%減税、自動車税・軽自動車税は75%減税を受けられます。

自動車にかかる税金は身近な税金ともいえます。この機会に自動車の税金について調べてみるのも良いかもしれません。自動車の購入を検討されている方は、減税制度についても考えてみてはいかがでしょうか。

※税率等は平成29年6月現在のものです。

加算税制度（国税通則法）の改正のあらまし

平成 28 年度の税制改正により、国税通則法の一部が改正され、その中で加算税制度の見直しが行われました。

- 1 実地の調査に際し、税務署等から納税者に対して、調査に関する一定の事項の通知（以下「調査通知」といいます。）があった場合に、その調査通知以後の修正申告書又は期限後申告書の提出（以下「修正申告等」といいます。）に対して、加算税が課される措置が設けられました。
- 2 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合に加算税の割合が加重される措置が設けられました。

なお、改正後の制度は、平成 29 年 1 月 1 日以後に法定申告期限又は法定納期限（法定申告期限又は法定納期限とみなされる期限を含みます。）（以下「法定申告期限等」といいます。）が到来する国税から適用されます。

1. 調査通知を受けて修正申告等を行う場合の加算税の見直し

修正申告書（期限後申告に係るものを除きます。）が、調査通知以後に提出され、かつ、その提出が調査による更正を予知してされたものではない場合には、その申告に基づいて納付すべき税額に 5 %（期限内申告税額と 50 万円のいずれか多い額を超える部分は 10 %）の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課することとされました。

また、期限後申告書（その修正申告書を含みます。）についても、調査通知以後に提出され、かつ、その提出が調査による更正又は決定を予知してされたものではない場合には、その申告に基づいて納付すべき税額に 10 %（50 万円を越える部分は 15 %）の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課することとされました。

【改正後の加算税割合】（太線枠部分が改正箇所となります。）

修正申告等の時期	過少申告加算税		無申告加算税	
	改正前	改正後	改正前	改正後
法定申告期限等の翌日から調査通知前まで	対象外	同左	5 %	同左
調査通知以後から調査による更正等予知前まで	対象外	5 % 〔10%〕	5 %	10% 〔15%〕
調査による更正等予知以後	10% 〔15%〕	同左	15% 〔20%〕	同左

(注) 1 [] 書きは、加重される部分（過少申告加算税：期限内申告税額と 50 万円のいずれか多い額を超える部分、無申告加算税：50 万円を超える部分）に対する加算税割合を表します。

2 更正等を予知してされたものである場合には、調査通知の有無にかかわらず、加算税（調査による更正等予知以後の加算税割合）が賦課されます。

- 「調査通知」とは、①実地の調査を行う旨、②調査の対象となる税目、③調査の対象となる期間の 3 項目の通知をいいます。
- 調査通知前、かつ、更正等予知前の修正申告等については、今回の見直し後においても引き続き、過少申告加算税は課されません（無申告加算税が課される場合の加算税割合は 5 % です。）。

2. 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置の導入

期限後申告等(注)があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税(調査による更正又は決定の予知後に課されたものに限ります。)又は重加算税を課された(徴収された)ことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する(徴収する)無申告加算税又は重加算税の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとされました。

(注) 期限後申告等とは、①期限後申告書又は修正申告書の提出(更正又は決定を予知してされたものに限ります。)、②更正又は決定の処分、③納税の告知又は告知を受けることなくされた納付をいいます。

【改正後の加算税割合】(太線枠部分が改正箇所となります。)

加算税の区分	期限後申告等があった日前5年以内に同じ税目に対して無申告加算税又は重加算税を課された(徴収された)ことの有無	
	無	有
無申告加算税	15% 〔20%〕	25% 〔30%〕
重加算税(過少申告加算税に代えた課されるもの又は不納付加算税に代えて徴収されるもの)	35%	45%
重加算税(無申告加算税に代えて課されるもの)	40%	50%

(注) 1 〔 〕書きは、加重される部分(50万円を超える部分)に対する加算税割合を表します。

- この加重措置は、平成29年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について、期限後申告等があった場合に適用されます。そのため、平成28年12月31日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課される加算税には、この加重措置の適用はありません。
- 期限後申告等のあった日が加重措置適用の判定における基準日となるため、基準日から遡って5年以内に無申告加算税又は加重算税が課されたことがあるか否かの判定においては、平成28年12月31日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課された加算税を含めて判定されます。
- 過少申告加算税及び源泉所得税に係る不納付加算税については、今回の新たな加重措置の適用はありません。

- 国税庁ホームページでは、申告・納税に関する情報を提供しています。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

国税庁

検索

- ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

消費税の届出書について

事業者は、消費税法に規定されている各種の届出等の要件に該当する事由が生じた場合などには、その旨を記載した届出書を提出しなければなりません。
消費税に関する主な届出書の内容や提出時期を説明します。

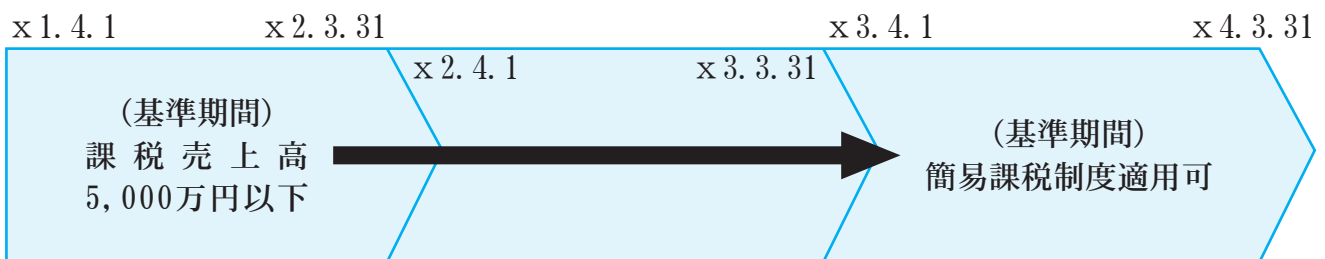
消費税簡易課税制度選択届出書

その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下である事業者は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、簡易課税制度を選択することができます。

【提出時期】適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで

なお、新規開業等した事業者は、その開業等した課税期間の末日までに提出すれば、開業等した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

【法人（3月決算の場合）の適用関係】



消費税簡易課税制度選択不適用届出書

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用をやめようとするときは、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、その適用をやめることはできません。

【提出時期】適用をやめようとする課税期間の初日の前日まで

*さらに詳しくお知りになりたいことがありましたら、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

子持神社 (子持)

渋川市(旧子持村)の子持山の登山口に向かう途中に佇む「子授け」「安産」の神様として知られている子持神社。

旧郷社で、古くから子授け・安産の守護神として近在の信仰を集めている。

神社の創建は崇神とも、嵯峨ともいわれているがわからない。日本武尊が蝦夷征伐の際、ひそかにこの山にこもって木花開耶姫命と七柱の大神たちをまつて征伐に出向き、その加護によって平定の業をとげられたとも言われている。

「上野国神名帳」には神位従五位上と記されている。また、中世の唱導文芸として知られる、神道集の「上野国児持山之事」などの写が残されている。

上杉氏や小田原北条氏、武田信玄ら諸武将の崇敬を受けて栄え、徳川幕府より朱印地二十石を賜っていた。

境内地は約3万3500平方メートルと広く、古樹大木が茂って風致に富んでいる。今の神明権現造りの社殿は、昭和31年(1956)の再建になるものだが、あたりに茂りあう木々と調和して、洗い美観をただよわせている。

例祭日は5月1日で太々神楽が奉納され、近在からの参拝客でにぎわう。またこの日が格好のハイキング地として知られる子持山の、山開きともなっている。(入口案内板より抜粋)

(子持地区会)



消費税期限内納付

推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



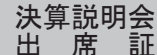
法人だより第165号

平成29年7月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)
(発行所)一般社団法人 高崎法人会
〒370-0006
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/
(企画・編集)広報委員会:委員長 川崎 信行
(編集・印刷)荒瀬印刷株式会社

法人会会員証シール ・ 研修会出席証シール のご案内



(ブルー)



(オレンジ)



(イエロー)

高崎法人会は税務署の協力団体として、適正な申告・納税に向け、各種活動を行っております。

このシールは、法人会の会員の証明及び、会員企業が税務説明会・研修事業に出席した証明となるものです。

このことにより、会員企業の地位向上を目指します。

《書類を提出し申告される皆様へ》

- ◆会員証シール (大)
- ◆法人会会員証シール (小)
- ◆研修会出席証シール (小)

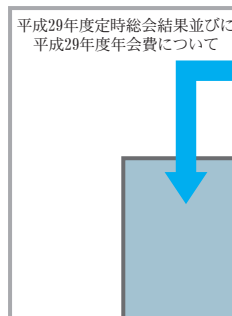
左下の小さなシールは「法人税確定申告書(別表1)」の青い用紙1枚目に貼付してご利用ください。

※研修会出席証シールには「決算説明会出席証」と「研修会出席証」があります。

《イータックスで申告される皆様へ》

「シール貼付はがき」について

税務署提出用の各種シール貼付はがきを、今号に同封させていただきましたので、ご利用いただければ幸いです。



《シール貼付はがき》
切取ってご利用ください

ご不明な点等ございましたら、事務局までお問い合わせください。
一般社団法人高崎法人会事務局
電話 027-363-4526

自動振替で会費を納入 頂いている皆様へ

振替日変更のお知らせ

平成27年度から振替日が変更となっております。

旧) 7月15日

新) 7月22日

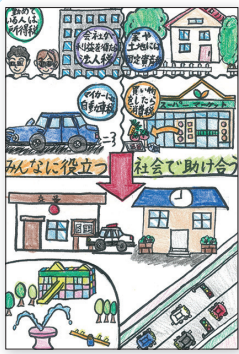
※土日祝日の場合は翌営業日

第8回 せい かん 税に関する **絵はがきコンクール**

平成28年度



(平成28年度 卒業生の作品)



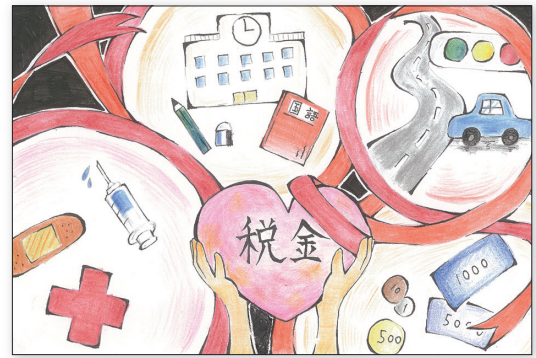
【税理士会支部長賞】
高崎市立新町第二小学校

馬場 花音 さん



【高崎税務署長賞】
高崎市立南八幡小学校

小林 美遥 さん



【最優秀賞】

高崎市立箕郷東小学校
丸田 乃愛さん



【榛東村長賞】
榛東村立南小学校

田島奈々子 さん



【安中市長賞】
安中市立碓東小学校

平尾 優奈 さん



【渋川市長賞】

渋川市立豊秋小学校

後藤 優奈 さん



【高崎法人会青年部会長賞】
高崎市立塚沢小学校

石原雄太郎 さん



【高崎法人会会長賞】
高崎市立浜尻小学校

松田 奈乃 さん



【吉岡町長賞】
吉岡町立駒寄小学校

近江 寿帆 さん



【高崎市長賞】

高崎市立倉賀野小学校

稲森 智重 さん



◀ H29・2・22開催
審査会



◀ H29・3・12開催
表彰式



【高崎法人会女性部会長賞】

高崎市立西部小学校

岡部 楓 さん

※優秀賞はP13～14に掲載しています。

法人だより

子持神社

子持神社 (子持地区会)

表紙説明はP.26

(一社) 高崎法人会
平成30年度 税制改正要望意見書

AIは人の職を奪うのか

社員と企業の健康を考える

第8回税に関する絵はがきコンクール
優秀作品紹介

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会